

医療機関 管理者 各位

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一

4 月以降の外来診療体制にかかる調査等について

時下、皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応に御尽力をいただき、また、本市の保健医療行政の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、札幌市では、今冬のインフルエンザ流行期における医療提供体制として、救急安心センターさっぽろ(#7119)等から紹介された発熱者等の外来診療を実施する医療機関(以下「発熱外来」という。)の登録に御協力いただいたところです。

結果として、例年のようなインフルエンザの流行はなかったものの、発熱外来の体制整備により、発熱等の症状がある患者に適切な診療・検査等の医療を提供していただき、多大なる感謝を申し上げます。

一方、インフルエンザの流行期が終わってからも引き続き、発熱外来の体制を維持し、発熱者等を適切な診療・検査等につなげることは、市民に安全・安心な医療を提供する上で重要であると認識しています。

つきましては、現在、発熱外来として登録いただいている医療機関におかれましては、令和 3 年 4 月 1 日以降も、可能な限り、これまでと同様の体制を維持していただくよう、お願いいたします。

また、令和 3 年 3 月 31 日時点で発熱外来の体制を整備しており、令和 3 年 4 月 1 日以降も継続して発熱者等の診療・検査に御協力いただける医療機関につきましては、下記のとおり、体制維持に係る協力金を交付しますので、令和 3 年 3 月 31 日(水)【必着】までに、必要書類等を提出していただきますようお願い申し上げます。

なお、令和 3 年 4 月 1 日以降についても、登録医療機関をご案内する患者は、救急安心センターさっぽろにおいて「疑い例に該当しない」と判定された患者であることを申し添えます。

記

1. 提出書類および提出方法

各申請書等に必要事項を記載の上、後述の**提出・問い合わせ先**(裏面に記載)まで、提出してください。

(1) 発熱外来登録申請書(別添 1)

申請書等の様式データは以下の URL からダウンロード可能です。

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/2/questionnaire.html>

※電子メールによる提出を推奨しております。ご提出の際、件名は「発熱外来登録申請」とし、申請書のデータを添付の上、送信してください。

(2) 札幌市発熱外来設置医療機関に係る協力金交付申請書(別添 2)

必要事項を記入・押印のうえ、郵送または持参してください。

(3) 発熱外来にかかる日曜・祝日の輪番対応に係る調査票(別添 3)

※参画可能な医療機関のみ(1)と併せてご提出ください。

2. 提出期限（郵送の場合、必着）

令和3年3月31日（水）

3. 協力金の交付について

以下の区分（※1）に基づき、下記のとおり、協力金を交付します。

詳細については、「札幌市発熱外来設置医療機関に係る協力金交付要綱」（別添4）をご覧ください。

区分	基準項目	協力金の額
A	診察のみ実施 ※2	50万円
B	診療に加え、COVID-19の検査を実施	100万円
上記に加え、日曜・祝日の輪番制を担当(令和3年5月31日まで)		2万円/回

※1：インフルエンザ流行期における体制として、区分①～③までの区分を設けていたところですが、インフルエンザ流行期が終わったことから、COVID-19検査の可否に応じた区分A・Bの分類に再整理しました。各医療機関におかれましては、従前の区分①の医療機関を含め、可能な限り、検査体制を整備し、区分Bによる申請をお願いいたします。

※2：区分Aとして申請をいただく医療機関については、医師が「COVID-19の検査が必要」と判断した場合には、保健所（検査受付・調整班）へのご連絡又は区分Bの発熱外来への案内等により、速やかに検査につながる体制を整備してください。

4. 備考

- 今回、申請いただいた内容は、救急安心センターさっぽろ（#7119）等において発熱外来を案内する際の基礎情報として利用させていただきます。
- 発熱外来の医療機関名称等について、市HP等における公表の予定はありません。ただし、了承を得た医療機関については、札幌市医師会の会員専用HP等において情報共有をいただく予定です。
- 4月以降、診療の時間帯等を変更することは可能です。発熱外来登録申請書に変更事項を記入の上、ご提出ください。
- 救急安心センターさっぽろにおける「疑い例に該当」するか否かの判定にあたっては、別紙「判定フロー図」に基づき、実施します。医師の診断等を経たものではないことにご留意ください。
- 発熱外来の実施にあたり、個人防護具等が不足している場合には、保健所医療政策課（011-622-5162）までご相談ください。

（提出・問い合わせ先）

札幌市保健所医療政策課（医療提供体制構築班）

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

E-mail: iryouseisaku@city.sapporo.jp

TEL: 633-0738 FAX: 622-5168